

この春、ご卒業するお子さんはいらっしゃいますか？

被扶養者資格調査にご協力ください

令和8年3月に高校・大学・専門学校等を卒業される被扶養者の方を対象に、被扶養者資格調査を実施します。組合員の方へ共済事務担当課をおして調査書を配付しますので、必要書類を整備のうえ提出してください。

また、今回調査対象ではない方についても、就職や収入が増えたことにより被扶養者資格を満たさなくなった場合には、必ず資格取消の手続きをしてください。

● 提出書類等



高校・大学・専門学校等を卒業し4月に就職する



共通

●被扶養者申告書（兼）卒業予定者等調査書

進学・就職・収入の有無・同居の有無等を確認します。

取消

●資格確認書（交付されている方のみ）

継続

●調査書裏面の「雇用証明」（事業主の証明を受けてください。）

〈別居の場合（※2）〉

●令和8年4月分の仕送りに関する送金証明（※3）

継続

〈別居の場合（※2）〉

●令和8年4月分の仕送りに関する送金証明（※3）

継続

●新年度の在学証明書（原本）

〈アルバイト等の収入がある場合〉

●調査書裏面の「雇用証明」（事業主の証明を受けてください。）

※1 認定基準年額130万円（月額108,334円）（19歳以上23歳未満の方は150万円（月額125,000円））
給与収入が認定基準年額未満であっても、原則として3ヵ月連続または3ヵ月平均で認定基準月額以上となった場合は被扶養者資格取消となります。なお、学生の場合は3ヵ月連続で認定基準月額以上となった場合のみ取消となります。

※2 学生以外の被扶養者が別居する場合は、毎月定期的な仕送りが必要になります。

仕送り額：被扶養者の収入の2分の1を超えるか、かつ毎月最低5万円以上

※3 銀行等の預金通帳（写）、振込受領書（原本）およびATMの利用明細書（原本）等

振込依頼人（組合員）と受取人（被扶養者）の氏名、送金日、送金額が確認できる書類。

（預金通帳（写）の場合は、表紙と送金額および受取人の記載があるページを添付してください。）

お願い

遠方に住む被扶養者には早めにご連絡いただき、指定する期日までに必要書類（新年度の在学証明書等）を提出できるようご協力をお願いします。

また、引き続き被扶養者となる方については、今後行われる被扶養者資格継続調査の対象者となりますので、当組合ホームページにて認定要件等をご確認いただき、給与明細書（アルバイト等をしている場合）や送金証明（別居している場合）等は、いつでも提出できるよう大切に保管しておいてください。

認定要件等について
はこちら



お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413